

告 示

埼玉県告示第百七十五号

利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画を令和七年三月六日に変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第六項の規定により、公表する。

なお、当該河川整備計画を、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、埼玉県行田県土整備事務所、埼玉県越谷県土整備事務所、埼玉県杉戸県土整備事務所、埼玉県総合治水事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕